

リビングプレス

Living Press

もう加入しましたか？

損害賠償保険への加入&自転車走行マナーの徹底で安全・安心を実現

新型コロナウイルス感染拡大にともない、公共交通機関での密を避けるために通勤や通学などで自転車を利用する人が増えています。そうしたなか、東京都をはじめ全国の自治体では、自転車利用者への損害賠償保険加入の義務化を推し進めています。該当の地域で利用される方は、改めて自身や家族が保険に加入しているかを確認しましょう。何より、日頃から走行マナーの基本を徹底して実践することが大切です。

Point
1

いざという時のために備える 損害賠償保険加入【義務】化とは

自転車利用者数が増加傾向にあるなか、政府は自転車通勤を積極的に導入する企業や団体を認定するなど、「新しい生活様式」を踏まえたさらなる利用促進に取り組んでいます。自転車は年齢制限や免許も不要で、気軽に利用するのが特長ですが、一方で、あらゆる交通事故のなかでも、相対的に**自転車事故の件数は増加傾向**にあります。まずは**一人ひとりが自転車マナーを徹底**するとともに、偶発的な事故によって「加害者」にも「被害者」にもなりうるという点をしっかりと認識することが大切です。そうした状況のなか、兵庫県が自転車利用者に対して保険加入義務に関する条例を施行（※）したのを皮切りに全国で制度化が進み、現在は20を超える自治体で保険への加入を義務づけています。

※2015年施行。背景には、男子小学生が起した自転車事故を巡り、神戸地裁が2013年、男児側に約9500万円の賠償を命じた判決事例がある。その後も、自転車運転者の事故で高額賠償を求められるケースが後を絶たず、各自治体は自転車保険加入の義務化に取り組んでいる。

Point
2

対象地域をチェック& 生活に合った保険に加入

自転車保険の加入を義務づけている地域で自転車を利用する方は、万が一、自転車走行中に人身事故などを起こした際に、相手に対し支払わなければならない**損害賠償金を補償する保険に加入**する必要があります。保険料は安いもので年間1000円〜程度、補償額は1億円以上のものがほとんどです。以下のステップで必要な対策を確認しておきましょう。

STEP 1 対象地域をチェック

義務

宮城県、山形県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、愛媛県、福岡県、熊本県、宮崎県、大分県、鹿児島県、千葉市、岡山市

努力義務

北海道、青森県、茨城県、千葉県、富山県、和歌山県、鳥取県、香川県、徳島県、高知県

ただし、現時点で対象地域外であっても、加入するように努める「努力義務」の条例が制定されている地域を含め、急速に義務化が進むことが予想されます。今後の動きに注視するとともに、今から対策を行うことも大切です。

※出典：国土交通省「地方公共団体の条例の制定状況（令和3年4月1日）」

Point
3

自転車の運転時は基本ルール 「自転車安全利用5則」を遵守

自転車にはさまざまな交通ルールがありますが、そのなかでも重要な「自転車安全利用5則」（2007年内閣府交通対策本部決定）をしっかり押さえましょう。

- ① 自転車は、**車道が原則**、歩道は例外
- ② 車道は**左側**を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、**車道寄り**を徐行
- ④ **安全ルール**を守る
 - 飲酒運転の禁止
 - 2人乗りの禁止
 - 並進（2台以上の車両が並んで進む）の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 信号遵守
 - 交差点での一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもは**ヘルメット**を着用

車道は左側通行。
右側を通行する
「逆走」は禁止。

絶対にやめよう！ 「ながらスマホ」

自転車の運転中にスマートフォンなどを利用すると、不安定な運転や、周囲への注意不足から重大な交通事故につながりかねず大変危険です。

工事などで車道の通行が困難な際はすぐに止まれる速度で歩道を通行。

